

外国語による契約書と契約解釈

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 6 年 10 月 17 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ワ）第 28471 号
【事 件 名】 不当利得返還請求事件
【裁 判 結 果】 請求棄却、確定
【参 照 法 令】 民法 703 条・704 条
【掲 載 誌】 判タ 1536 号 223 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25618096

学習院大学教授 竹中悟人

事実の概要

X（原告）は、出版物及び文具類の輸出入及び販売等を目的とする株式会社 Z の破産管財人である。Z は、出版業を目的とする会社である Y（被告）との間で、韓国で出版されたアイドルグループの写真集（以下、「本写真集」）5 万冊を日本で販売するため、以下のような契約（以下、「本件契約」）を締結した。

ア．Z は、Y から、日本における本写真集の流通権利及び独占的販売権限を与えられる。

イ．Z は、Y から、本写真集 5 万冊を総額 2 億 1450 万円で購入する。

ウ．本件契約における売買代金支払は 3 回分割払とされ、①請求書受理の翌日までに総購入額の 30%（1 次支払 6435 万円）、②本写真集の予約販売終了翌日まで総購入額の 20%（2 次支払 4290 万円）、③Z 指定場所に Y が本写真集入庫後 3 日以内に検品が終了した翌日までに総購入額の 50%（3 次支払 1 億 725 万円）とする。

エ．本写真集の納入時期は令和 3 年 4 月 30 日とする。

オ．本件契約の有効期間は、契約締結日から 6 か月間とする。

カ．Y は Z に対し、本写真集の出版販売権を有すること及び Y が本写真集の知的財産権を所有していることを保障する。

さらに、本件契約には、

キ．本件契約の当事者の一方が本件契約の義務を不履行又は違反した場合、これに対する相手方

の是正要求に対する書面通知を受領した日から 7 日以内にこれを是正しないか又はできない場合に、相手方は書面（電子メールを含む。）通知をもって本件契約を解除できるとの解除条項

ク．Z が所定の代金支払時期に入金をしない場合、本件契約は即時解約され、Y は、Z からあらかじめ入金された契約金額全額を違約金とみなし返還しない旨の条項（以下、「本件違約金条項」）が存在した。

Z は、本件契約に基づき、令和 3 年 3 月 22 日に①を、4 月 22 日に②を支払った。Y は 4 月 28 日に 5000 冊納品後、遅くとも 4 月 30 日までに 5 万冊全ての納品準備を整えたと認定されており、5 月 8 日に 4 万 5000 冊の納品・受領を求めたが、Z から保管場所確保ができないとのことであったため 1 万冊のみ納品し、5 月 13 日に覚書（以下、「本件覚書」）が締結された。本件覚書は韓国語で記載され、本件契約の残代金を 5 月 14 日（5362 万 5000 円）及び 5 月 31 日（5362 万 5000 円）の 2 回に分割して支払うこと、及び令和 3 年 5 月 31 日時点での売れ残りの在庫取扱いに関する「在庫消尽に責任を持つ」と日本語訳可能な記載（以下、「本件記載」）を含むものであった。本件覚書作成に際し Z 担当者は、5 月 31 日までに販売できなかった在庫につき Y がこれに相当する代金を返金する旨の明示条項を入れるよう求めたとされるが、本件覚書には当該条項は存在しない。

覚書締結の翌 5 月 14 日、Z は Y に対し、覚書所定の分割 1 回目支払として 5362 万 5000 円を支払った。覚書所定 2 回目の支払期日前日であ

る5月30日、Yの業務を事実上取り仕切るBがZに「本写真集の販売先を開拓中であることを伝えと共に、本写真集の在庫について、現在、Yの用意した倉庫で保管中であって、費用が発生していること、本写真集をZの倉庫に納品したいこと、書類上ではZに納品された商品の販売責任はZにあるものの、道義的責任感から在庫を売り尽くすために努力していること、販売先の開拓に時間が少し必要であるから、本件覚書の期間を修正していただきたい」とのメッセージが送られた。認定事実によれば、Zは、5月27日には、6月1日から使用可能な納品先倉庫を仮受けしたとされるが、6月8日、BはZ担当者に6月10日までの残代金支払と納品先倉庫を指定するよう連絡し、Zは6月9日に同倉庫を指定、同日Bから、残代金支払がなければ納品できない旨のメッセージが送信され、Yは、6月16日頃にZに催告の上6月24日に本件契約を解除した。その後、Yは未納品の本写真集3万5000冊を訴外Dに返品したが、Y D間契約によりYは返金を受けられていない。

XはYに対し、本件覚書中の「在庫消尽に責任を持つ」「在庫の責任を負う」（日本語訳）との本件記載は、本写真集の売残分についての、ZからYに対する支払済の既払売買代金の返還義務及び未払売買代金の免除を意味するものであるとし、既払代金合計1億6087万5000円から納入済本写真集代金6435万0000円を控除した残額9652万5000円について、5月31日までに在庫を消尽できなかったことを停止条件として既払金返還・未払金免除が生じるとし、主位的に、覚書に基づく売残在庫分の代金相当額の不当利得返還請求を、予備的に、解除に基づく原状回復請求として未納入分の既払金のうち代金相当額の返還請求をした。これに対しYは、X指摘の本件覚書中の本件記載は「在庫がなくなるまで最善を尽くす」「在庫がなくなるよう努力する。」と翻訳するのが正しく、停止条件付既払金返還義務が定められているものではないと反論した。

判決の要旨

本判決は、第1に、本件覚書における本件記載とYによる代金返還義務の関係につき、次のように指摘する。すなわち韓国語で記載された本件

覚書中の本件記載のうち、「令和3年5月31日時点での売れ残りの在庫について触れた部分は、韓国語の文言を日本語に訳すと、『在庫消尽の責任』をYが負う旨の記載であり、文理上は、Xが主張するように、売れ残り在庫のリスクをYが負担する、すなわち売れ残り在庫に相当する本写真集の代金について、Zは未払ならその支払を免れ、既払なら返金を受けられることを意味するようにも読み取ることが可能である」が「当初の本件契約の段階において、①Zは、Yから委託を受けて販売するのではなく、本写真集を買取って自ら販売するものとして本件契約を締結していること…、②本件契約上、契約有効期間が6か月と限られる一方で…、販売冊数は5万0000冊とされ…、期間内に売れた分だけ代金を払うような形式にはなっていないこと、③本件契約上、売れ残り在庫の分に相当する代金をYが返金するような条項にはなっていなかったことからすると…、売れ残り在庫のリスクは、Zが負担していたものと認められ」、さらに、X主張のように、「本件覚書により売れ残りの在庫のリスクをYが引き受けるとなると、Yに大幅に不利な変更となるので、Yがこれを受け入れることもやむを得ないと考える状況や、ZとYの間の慎重な交渉があつて然べきところ」そのような事情はなく、「却って、Zの売れ残り在庫に相当する代金の返金についての条項を本件覚書に盛り込むようにとの要求に対し、Yは、これを断って」おり、「本件覚書を取り交わした後も、Yは、Zに対し、書類上の販売責任はZにある旨のメッセージを送信し」たことなどから「本件覚書によっては、既払代金の返還義務は発生」せず「Xの本件特約に基づく既払代金の返還請求は理由がない」とした。

第2に、6月24日になされたYの契約解除につき、Zの同時履行の抗弁がXにより主張されたところ、本判決は、本件覚書に残代金支払時期変更記載があることを指摘した上で、「本件覚書は、納品の時期如何にかかわらず、Zが本件覚書所定の時期に代金を支払うことを合意した」もので、Yは「遅くとも4月28日以降、少なくとも6月8日まで履行の提供をし」たため、以後の催告においては履行の提供を要せず、Xが「自らの履行期である令和3年5月31日の残代金支払いを怠りながら、同時履行の抗弁権を主張して解除を拒むことは信義に反する」とした。

第3に、本判決は解除を有効とした上で、上記事実関係によれば本件違約罰条項の要件が満たされたとした上で、「3万5000冊分の納品が完了しない状況下で取り交わされた本件覚書で納品時期と無関係に3次支払分を2回に分けて所定の期日に支払う旨条件が変更された以上、本件覚書に則り納品の有無にかかわらず入金がかかる代金は、全て違約罰の対象となるように変更されることをZとYが合意したものであるべき」とし、本件違約罰条項において当初想定された第1次・第2次支払にかかる既払代金のみならず、覚書締結後の1回目支払（3回目支払の1回目）の代金返還も認めなかった。また本件違約罰条項が公序良俗に違反するとのXの主張も採用できないとし、その余の点に関するXの主張も退けた。

判例の解説

一 契約の解釈について

契約が締結され、契約書中の一定の条項につき不明瞭な点が存在したり当事者における理解が異なる場合、当該契約の内容を確定するため、当該条項について解釈をする必要が生じる。この作業は従来、意思表示の解釈・契約の解釈・法律行為の解釈として論じられてきた。ただ、その具体的方法・内容について議論は錯綜している。契約当事者において意味するところが一致する場合にはその意味で解釈され（本来的解釈）、一致しない場合には一定の規範的な解釈が必要となるとし（規範的解釈）、後者に関してはさらに、その意味は客観的な観点から確定されるべきとの立場と、当事者がそれぞれ付与した意味のいずれに依拠するのが正当であるかの観点から判断すべきといった立場がある。他方で、当事者の合意が欠ける場合については、任意規定や慣習による補充、補充的契約解釈又はその双方を前提とする立場があるほか、さらに合意の修正を要する場合には修正的解釈がなされうるとする立場なども存在する¹⁾が、これらの相互関係や適用範囲につき必ずしも統一的な見解が存在するわけではない²⁾。2017年の民法（債権法）改正においても、契約解釈準則の条文化の要否という観点から同様の問題が論じられた³⁾が、同解釈原則を置くことへの否定的意見が強かったこともあり条文化には至っていない⁴⁾。

二 本件における契約の解釈

本件では、本件写真集の日本における独占販売権を伴う売買契約を当初契約としつつ、覚書が締結されたところ、本件覚書が韓国語で記載されていたこともあり、ZY間で一部記載の理解に相違が生じ、当該覚書の解釈が問題となった。一般に使用言語が外国語である場合には、文言の意味や語義を確認し、訳語の幅を意識した上で内容確定を試みるのが有益であるが⁵⁾、法的に考慮すべき文脈の確定という問題は言語的意味の確定の作業と相互に関連し、2つを截然と区別することは困難である。本判決も、本件覚書の解釈を、契約の解釈という法的次元に統合して行っており、本件覚書中「在庫消尽の責任」という日本語訳に対応するとされる韓国語表現の意味につき、本件契約の内容、及び、覚書締結にかかる交渉経過（代金返金条項挿入拒絶及びその前後のやり取り）の詳細な認定を基礎とし、X主張の既払代金返還という法的効果の合理性判断を行い、否定している⁶⁾。翻訳を前提としつつも、X主張の効果を覚書の内容から排除する限りにおいて、覚書にかかる契約内容を客観的・規範的に解釈したものと位置づける。

三 契約の解釈の複層性

本件覚書にかかる契約の解釈は、韓国語記載の「在庫消尽の責任」という文言解釈のみにとどまらず、本件覚書に含まれる、3次支払代金についての分割支払合意・支払期日変更記載にも及ぶ。

本件契約は元来、3次支払にかかる入庫・検品終了と3次支払時期を連動させた内容であったところ、本判決は、本件覚書により「納品の時期如何にかかわらず、Zが本件覚書所定の時期に代金を支払うことを合意した」とする。本件覚書は、本写真集の納品時期には触れるところがない一方、残代金の支払時期を当初契約から変更する条項があるところ、Yが納品の用意を整えZの準備を整えば速やかに納品が行われることが「共通認識」となっていたとの認定を介し、納品時期に関わらずZが本件覚書所定の時期に代金を支払うという形で、当初契約における支払期日・納品時期の連動が、変更されているように見える点は興味深い⁷⁾。

さらに、この覚書解釈は、5月31日の残代金支払を事実上の先履行とした上で、同日時点を含

むYの履行の提供の認定と、5月31日の支払期日後も継続するZの残代金未払を根拠に、解除の有効を導くとともに、違約罰条項の判断に接続される。本判決は、本件違約罰条項の適用範囲についても、本件覚書にかかる契約解釈を介し新たな合意を認定する。本件違約罰条項も当初契約に規定されており、Zは、適用対象として1次支払分と2次支払分を想定する形で「予め入金してもらった契約金額全額」を対象とするものであったと主張するが、本判決は、契約当時にそのような「想定であったとしても」「3万5000冊分の納品が完了しない状況下で取り交わされた本件覚書」により「納品の有無にかかわらず入金される代金は、全て違約罰の対象となるように変更されることをZとYが合意したものであるべき」とし、違約罰適用範囲について当初契約を修正する合意を覚書解釈により導き出す。

「在庫消尽の責任」にかかる韓国語の記載文言に関する契約解釈が、当初契約の内容、交渉経過及び締結前後の言動等を基礎とし、X主張のYによる返金義務という効果を契約内容から排除する客観的・規範的解釈と位置づけられるのに対し、支払条件及び違約罰の範囲に関する判断は、いずれも、覚書による合意の認定として位置づけられてはいるものの、一方で、支払条件にかかる解釈は、YZ間の共通認識が認定の媒介とされるのに対し、他方で、違約罰の範囲にかかる解釈は、当初契約の条項と覚書による支払方法変更が重視されており、本件においてなされている3つの契約解釈は、それぞれ、重視される事情の位置づけ方や論証方法が異なるものといえる。

本判決では、以上のように、外国語によって書かれた契約書（覚書）上の文言解釈が問題とされながらも、同一の覚書の解釈をめぐる、重視される事情及び解釈上の作用を異にする複数の「契約の解釈」が同時に行われている点には留意を要する。

このことは、契約解釈に関する本来的解釈、規範的解釈及び補充的解釈等の抽象的分類を踏まえつつも、個別事例ごとに判断の根拠と作用を丁寧に検討し、分節的に捉えることの重要性を物語る。本判決は、そのような検討を通じ、「契約の解釈」の複層性を明らかにするための素材を提供するものといえよう⁸⁾。

●——注

- 1) この点に関する近年における重要な整理として、山城一真「契約の解釈について」司法研修所論集2024（134号）（2025年）1頁、山代忠邦「契約内容の補充に関する試論」法と政治74巻4号（2024年）1頁、山代忠邦「契約の解釈に関する原則——民法改正に対する議論を題材として」信州大学経法論集2号（2017年）1頁を参照。契約の解釈に関する議論に関しては、大量の議論の蓄積があり、既にいくつかの整理が試みられているものの本稿では立ち入らない。
- 2) 当該作業が法的解釈なのか事実認定の問題にとどまるものなのかについても議論が存在する。
- 3) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解債権法改正の基本方針Ⅱ 契約および債権一般（I）』（商事法務、2009年）147頁以下、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」第29（<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900184.html>）（2026年6月30日閲覧）参照。
- 4) 2017年民法改正前後における同議論の紹介として、森田修『「債権法改正」の文脈——新旧両規定の架橋のために』（有斐閣、2020年）45頁以下（初出、森田修・法教430号50頁、同431号60頁）。
- 5) 本来ならば、解釈の正当性についての評価に際しては、本件覚書に記載された韓国語の原文の参照も必要だが、本判決においては韓国語による記載は紹介されていないため、この点については立ち入ることができなかった。
- 6) 過去の判決においても、外国語の契約書解釈が問題となった事案において、同様の問題を一般論のレベルで指摘したものは存在する（最判昭51・7・19集民118号291頁）が、具体的な事案との関係で、その解釈の詳細を明らかにしたものがそれほど多くなく、その意味でも、本判決は、事例判断として重要な意味を持つ。
- 7) 当初契約では、3次支払は、検品終了翌日に50%とされ、代金支払は納品を前提としていた。そのため、本件覚書の解釈を通じ、途中から代金先履行の契約構造への転換がはかられているようにも見える。
- 8) 本判決では、本件違約罰条項の公序良俗違反も争われたところ、割り当て部数のうち販売未了のものについては在庫引き上げがされ代金返還がないというYD間契約の特性が、ZYにおける違約罰条項が公序良俗に反するほど不当かどうかという視点との関連で考慮されている。この事情は、ZY間契約にかかる本件覚書解釈には結び付けられてはおらず、YD間契約についてのZの認識にかかる事情にも触れられていないものの、判決が、公序良俗違反の争点について、この2つの契約を含めた取引構造に基づく関係者間のリスク配分の視点を示している点には留意を要する。